

令和元年度答申第2号

令和2年3月3日

諮問番号 令和元年度諮問第2号（令和元年12月16日諮問）

審査庁 香芝市長

事件名 処分庁香芝市長による浄化槽清掃業に係る不許可処分

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、平成31年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇〇号」でした不許可処分を取り消し、許可する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が香芝市長（以下「市長」という。）に対し、浄化槽法に基づいて、浄化槽の清掃業の許可を申請したところ、市長がそれを拒否する処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、

本件不許可処分取消し及び許可を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 浄化槽法

浄化槽法は、浄化槽の清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（35条1項）と定めるとともに、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者には許可を与えてはならない（36条2号ホ）としている。

(2) 審査請求人が、浄化槽法に基づいて、市長に浄化槽清掃業の許可を申請した当時、香芝市内の浄化槽の清掃業はA社及びB社の2社（以下「既存の2許可業者」という。）のみが市長の許可を受けて行っていた。

(3) 審査請求人は、平成31年2月28日付けで、本件不許可処分に係る浄化槽清掃業の許可を申請するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、浄化槽から引き出された汚泥及びスカム（以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集運搬業の許可をも申請したが、市長がこれを拒否する決定（以下「浄化槽汚泥等収集運搬業不許可処分」という。）をしたので、行政不服審査法に基づき、その取消しと許可を求める審査請求をした。

(4) 本件不許可処分の理由

今後浄化槽汚泥等の増加が見込めない中、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されていることから、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であるため。

また、浄化槽清掃業の許可のみでは、業務の適正な執行が担保されないため。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件不許可処分に違法又は不当があるかどうか。

- (1) 浄化槽法に基づく浄化槽の清掃業許可は、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有していることが前提要件かどうか。
- (2) 浄化槽法は浄化槽の清掃業を業者間の自由競争に委ねているかどうか。
- (3) 本件不許可処分的前提とされた香芝市の一般廃棄物処理計画に合理性があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

- (1) 浄化槽法に基づく浄化槽の清掃業許可は、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有していることが前提要件かどうか。

(市長)

浄化槽の清掃業許可においては、浄化槽の清掃後の汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつである。このことは最高裁の判例（最高裁判所平成5年9月21日判決）でも示されており、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可が浄化槽の清掃業の許可に付随したものであるとする審査請求人の主張には理由がない。

したがって、審査請求人は浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また他の事業者にも業務委託をするなどして適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者として、第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当する。（最高裁判所平成5年9月21日判決参照）

(審査請求人)

審査請求人は、浄化槽法に基づく浄化槽の清掃業許可とともに、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集運搬業許可を申請している。

浄化槽の清掃業者は、浄化槽法に基づく浄化槽の清掃許可とともに、廃棄物

処理法に基づいて、浄化槽汚泥等の収集及び運搬許可をも得て、清掃、収集及び運搬の一連の業務を一体として行っているのが通例であり、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集及び運搬の許可を有していない清掃業者、逆に、浄化槽法に基づく清掃許可を有せず、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集及び運搬のみの許可を有している事業者は皆無である。

そうすると、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可は、浄化槽清掃業の許可に付随したものであるから、審査請求人がした上記ふたつの申請に対する審査は、浄化槽清掃業の許可に重点を置いてされるべきであって、単に浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有していないことを理由として浄化槽清掃業の許可を与えないことは安易な考え方であり、既存の2許可業者を保護し新規参入を拒むものである。

(2) 浄化槽法は浄化槽の清掃業を業者間の自由競争に委ねているかどうか。

(審査請求人)

浄化槽法は浄化槽清掃の手数料の金額に関する定めを置いていない。これは浄化槽の清掃が、本来、浄化槽管理者の責務である一方で、複数の浄化槽清掃業者が市場に参入し、適正な競争が行われる中で、その手数料の金額について自ずと適正な水準が形成されることを予定しているからである。

香芝市以外の大多数の市町村においては、人口規模の如何を問わず、複数の清掃業者が許可を受けており、自由競争を行っている。

この点、既存の2許可業者は、それぞれの代表が〇〇にあり、しかも一方の代表は他方の取締役でもあるのみならず、両社は、香芝市によって、国道165号線を基準としてそれぞれの業務エリアを厳格に保護されており、両社の間で競争原理が働くことはない。

このように、既存の2許可業者のみに許可を与え、審査請求人に許可を与えない本件不許可処分は、浄化槽法の建前である自由競争原理を否定するものであり違法である。

(3) 本件不許可処分的前提とされた香芝市の一般廃棄物処理計画に合理性があるかどうか。

市長及び審査請求人の主張の要旨は、いずれも審査請求人が平成31年2月28日付で廃棄物処理法に基づいてした、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可申請を市長が拒否したことに対する、行政不服審査法に基づく審査請求におけるそれぞれの主張の要旨と同旨であるので、以下、令和2年3月3日付けの当審査会の答申「以下「令和元年度答申第1号」という。）を引用する。

第4 当審査会の判断

まず、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可においては、浄化槽を清掃した後に排出された汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつとされていると解するのが相当であり（最高裁判所平成5年9月21日判決参照）、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を浄化槽法に基づく清掃業許可に付随するものであるとする審査請求人の主張は独自の主張であり、採用することができない。

そうすると、市長が、平成31年2月28日付けの審査請求人による、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集及び運搬業の許可申請に対し、同年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇〇号」で不許可処分をしたこと、そして当該不許可処分に違法又は不当がないことは、当審査会が令和元年度答申第1号で示したとおりであるから、審査請求人は浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また他の事業者に業務委託をするなどして適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者としている第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当する（最高裁判所平成5年9月21日判決）とした市長の主張はこれを是認することができる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 下村 敏博

委員 赤宗 桂一